

令和3年2月5日開催

第8回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

## ◎開 会

午後 1時23分 開会

### ◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻よりちょっと前ですけども、皆さん、おそろいでございますので、これより第8回農業委員会総会に当たりまして、最初に、今井会長よりご挨拶いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。第8回の総会ということで、皆様にはご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

先月の7日、前回総会ですけども、その総会の後、委員の皆さんから提出されました意見ですか、要望を兼ねた意見書ということで、真下部長さんを通じて市長さんのほうへ提出いたしました。今回の意見書の内容としては、毎年毎年耕作されない方が増えているということで、耕作放棄地が増えると困るという、そんな懸念のところの解消の意見書だったわけですけども、やっぱり農業も高齢化してしまっていて、なかなかその後継する人がいないということで一番の課題になっております。農地最適化推進委員さんも、そのような解消の仕事ということで覚悟していただいております。そんなことで、意見書の中にも新規就農者がこれから就農するに当たって、やはり耕作されていない、そのようなところをまた営農するのは大変だということで、きちんと農地を保全されて、それを受け継いでもらいたい。そのようにすれば、新規就農者も増えるのではないかという意見書でございました。そういうことで、今日は新規就農者の申請が3件出されております。南部の方は、この間、協議はなく、全部北部の案件になっております。そういうことで、結構、新規就農者も今おられますので、きちんとした農地で営農していただきたいという、そんなことでございました。

また、ちょっと話は変わりますですけども、この間、皆さんにも農業共済の事業の収入保険ということでちょっとお話ししたんですけども、このコロナの1年になるわけですけども、飲食、外食、もろもろいろんな事業に影響が出てしまっていて、農業関係もどうかなと思ってこの間ちょっと収入保険のことでお話ししたわけです。4割強の人が収入保険の保険をいただいたということなのですけども。あと、農家の方は支援金、持続化給付金とかいろいろあるわけです。収入保険に入っていない方は、中にはコロナで収入がとて減って困った、経営を継続するのに大変だと。そういう話も、委員の皆様も近隣の農家の方からそんな話をもしかして聞いておられると思います。今日の総会の後、もし、そんなようなお話がございましたら、お聞かせいただければ、参考に、農政部のほうでもいろいろ調査しているようですので、そのようなことでよろしく願いいたします。

そういうことで、総会、最後までよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事の進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。よろし

くお願いします。

○会長 それでは、これから始めます。

それでは、ただいまから第8回農業委員会総会を開催いたします。

今日の出席状況を、まず初めに報告させていただきます。今日は、欠席者はありません。全員出席ということで総会は成立をいたします。

以上、諸般の報告を終わりました、これから議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

まず初めに、皆様方に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、井田裕委員さん及び15番の永井保伸委員の両名を指名いたします。

また、書記については、事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

毎回申し上げますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3は、事前調査案件になっておりまして、まず初めに、ナンバー1から始めたいと思います。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー1の審議資料をご覧ください。

申請人は現在23歳であり、今回の申請で許可を受けましたら、農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、現在、農業法人で働くうちに自分で農業の仕事をしたいという思いが強くなったためとのことでございます。

2の将来の構想としましては、農作物の生産をしていくとともに、新たな作目の挑戦や6次化産業などを視野に入れていきたい。また、ネットの普及が進んでいるためネット販売などもやっていきたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、3年前より農業法人に就職し、農業に従事しているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時ともに申請人が一人で作業を行うと伺っております。農業従事日数については、年間300日を予定しております。5年後につきましても、面積は増えますが、作業時間や効率等考慮し、同じ年間300日を予定しており、収穫時期のみ臨時で2名ほどの雇用を考えているとのことでございます。

当初経営面積ですが、60アールの借地にて経営を開始し、30アールに作物を植え、残り30アールは、現在まで田として利用されていた農地のため、土づくりを行ってから畑として使用するとのことでございます。5年後には取得した60アールのうち55アールの面積に作付を行っていく予定と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、ナス、ネギを予定しております。2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、4月からネギ、5月からナスの苗を植え、堆肥、消毒、追肥を順次を行い、収穫を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時はJAを中心に出荷を予定しており、目標時にはJA、スーパー、ネット販売を予定しているとのことでございます。

5の経営試算になりますが、次ページにわたりますが、初年度の農業での粗収入は290万円ほど見込んでおり、5年後については約790万円の収入を目指すと伺っております。

6の資金計画でございますが、運転資金はJAから農機具等の購入資金として200万円借入れ、経営を開始する計画でございます。生活費については自己資金で100万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、軽トラック、管理機等を借入金にて取得する計画と伺っております。

次ページ以降が5年間の詳細な営農計画となっております。営農計画は、ご参考までに御覧ください。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから、調査報告ということで、今回は第3班になっております。ということで、3班の調査班長、石井委員さん、報告をお願いいたします。

○19番石井委員 それでは、事前調査報告をいたします。

3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした

調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 現在勤務している農業法人では、どのような作物を担当しているのですか。

回答 ハウスでの水耕栽培で小ネギ、ハウレンソウ、ルッコラ、コマツナを栽培しており、露地栽培で長ネギ、青ネギ、大根を栽培しています。また、米や麦も栽培しています。

質問2 今回借りる農地に田があり、1年かけて畑への土壌改良をすることですが、土壌改良に関する知識も習得していますか。

回答 はい。3年間の経験で習得しています。

質問3 農地を管理するのに管理機と軽トラだけでは農機具が足りないのではないですか。畑への土壌改良をするのに大型の機械が必要だと思います。

回答 大きな機械については、周囲の農家の方や農業公社から借りる予定です。いずれは取得していきたいと考えています。

質問4 新規就農支援金を受ける予定はありますか。

回答 はい。ただ、ナスの経験がないので1年目は受けられないとのことでした。

質問5 新規でナスを栽培することですが、苗等の手配は済んでいますか。また、支柱やネット等も必要ですが、手配はされていますか。

回答 はい。苗は手配済みです。支柱やネットも用意する予定です。

質問6 現在は市外にお住まいですが、市内へ引っ越す予定はありますか。

回答 いずれは引っ越したいと思いますが、しばらくは市外から通う予定です。

質問7 一人でこれだけの規模のナスとネギを栽培していくのは大変だと思いますが、頑張ってください。

回答 はい、頑張ります。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

今回、23という若い男性で、主にナスとネギをやるということなのですけれども。これは、今まで研修したところは、玉村のほうの農業法人で研修してきたということです。主に、ここ調査報告にもありますけれども、水耕栽培、露地栽培をやっていたのですね。ということ、ここに質問4で新規就農支援金、1年目は受けられないのだけれども、2年目から受けられて。あれは、そうすると、何、要は5年ももらえるわけなの、4年間もらえるということになるわけね。

○事務局 はい。そうです。

○会長 皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー2の審議資料を御覧ください。

申請人は、現在54歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、週末を利用した自家用野菜の栽培をきっかけに、自分の仕事がダイレクトに結果につながる農業に従事したいと思い、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、地元農家の指導を仰ぎながら既存の果樹畑でスモモを引き続き栽培し、スモモ栽培に慣れてくる4年目からは新たにブドウを経営作物に追加し、収益の向上を図っていきたくと伺っております。また、安定生産及び安定経営を目指し、6次産業への参入も検討しているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、自家用野菜の栽培を10年、群馬県農業技術センターでの果樹栽培研修を2020年の5月より受講しているとのことでございます。研修につきましては、現在も継続して受講していると伺っております。また、借受け予定の農地にて地元農家の指導を受けながらスモモの栽培について学んでいるとのことでございます。農業を開始する前は30年間会社勤めをしていたと伺っております。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時は、申請人と申請人の妻2名で作業を行い、目標時も同様と伺っております。

農業従事日数については、当初時、目標時ともに申請人が年間260日、申請人の妻が160日を予定しております。

当初経営面積ですが、58.27アールを取得して経営を開始し、5年後は約70アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面を御覧ください。作付作物につきましては、スモモを予定しておりまして、4年目からブドウも栽培していく予定でございます。

次に作付計画でございますが、11月から2月に剪定を行い、6月に摘果、笠掛を行い、7月から9月にかけて収穫していく計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時はJ Aの出荷と贈答用の販売をする予定と伺っております。また、目標時にはそれに加えて小売り販売や直売も検討していると伺っております。

5の経営試算になりますが、当初時の粗収益は約505万円でございます、5年後についても同様と伺っております。

次のページに移りまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金300万円で経営を開始し、生活費につきましては、初年度の農業収入が得られるまでは運転資金の300万円から支出し、農業収入を得てからはそちらから支出する予定と伺っております。

経営開始時の資本装備につきましては、ここに記載はございませんが、軽トラックを1台購入し、使用する予定とのことでございます。また、譲渡人が所有している農業用機械を引き継いで使用すると伺っております。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらはご参考までに御覧ください。

また、本案件は別添の「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告、お願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 今回借りる圃場はスモモを植えてから何年ぐらいになるか分かりますか。また、その圃場で既に作業を始めていますか。

回答 私の調べたところでは、2009年からスモモの栽培を行っているようです。作業については、昨年11月から地元の農家に教えてもらいながら、防除作業や剪定作業を行っています。

質問2 農業用機械はどのようなものをお持ちですか。

回答 SS、乗用草刈り機、運搬用ゴルフカートは土地所有者から無償で貸していただいています。また、軽トラ、チェーンソー等は自分で買いそろえていく予定です。

質問3 ブドウの栽培を4年目から始める計画ですが、なぜブドウを栽培しようと考えたのですか。また、ブドウがどの圃場で始め、収穫までにはどのくらいかかるのですか。

回答 農業技術センターでブドウの研修に多くの時間を割いているので、スモモの栽培に慣れてきたら別の圃場を借りてブドウを始めたいと考えています。また、ブドウの収穫までには農業技術センターで教えていただいている新梢栽培で3年ぐらいと言われていました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

今回継承するという事で、基礎というか土台というか、基礎はできているので、それを、もう何年だったっけ、植えて、9年だから、今一番収穫量が多いという、そういうこと。ソルダムも、スモモ、総称して……

○19番石井委員 プラム。

○会長 プラム。この間、誰だったっけ、説明してもらったのだったっけな。

○事務局 清水推進委員さんですね。

○会長 そうか、そうか。そんなので、これはスモモということになっている。ところで、この譲渡人、体調不良ということなのだけれども、あとの残りのこれは農地はどういうふうにするの。この人。

○19番石井委員 残りの農地は。

○会長 だって、体調悪くてできないのだろう。

○19番石井委員 全部をあれして。

○20番清水委員 全部プラムの畑になっているのですよね。田んぼにも植えて。

○19番石井委員 そう、そう。そうですね。

○会長 では、残りの。この人があれだろう。

○14番塚越委員 半分残りがあるね。

○会長 半分残りだろう。それは、どうなっているのだろう。誰かが継承したいという人がいれば、「では、私がやります」と。

○19番石井委員 事務局は知っているのではないの。

○会長 そうすれば、探さなくては。どうなのだろう。大体同じぐらいのスモモやるのか、これは。ほかのところも。

○会長 大体この夫婦2人でこの果樹、スモモ、最大どのぐらい栽培できるのだろう、面積的に。

○21番松田委員 1ヘクが限度でしょうね。

○事務局 約半分はこの新規就農者が借り受けてスモモやっていくという話なのですが、では、残りの5反ぐらいですか、そこら辺は多分、清水委員さんがおっしゃっていた、特に決まっていないところがある。誰か。

○会長 誰かね。できれば、それはもったいないから継承して、その後引き継いでやる人がいれば。もし誰かにやってもらいたいという話があったら、地元の委員さんが何とかそういう人を探してやってもらって。

○20番清水委員 2009年からということになっているけれども、もっと古い山があつて、それが借りられないのか。

○19番石井委員 いずれにしても、今やっているのは「太陽」と「貴陽」のところと。だから、場所的には……

○20番清水委員 家の周りのほうだ。

○19番石井委員　そうです。家の周り。

○20番清水委員　古い木とか、あれね。

○19番石井委員　恐らくまだ植わっているところは全部やると思うのですけれども。裏の整備だって。

○会長　もし、この譲渡人の人が、ああ、もう自分は駄目だと。そんな話だったら、誰か引き継いでできる方を、探してやってくればいいかなと思うのですけれども。

これは、どうですか。皆さんのほうから何か質問等ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、許可してもよろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　それでは、許可いたします。

引き続いて、ナンバー3に移ります。

説明、お願いします。事務局。

○事務局

3番　契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添農地法第3条許可申請ナンバー3審議資料を御覧いただきたいと思っております。

譲受人は、市内でスーパーマーケットを経営する法人でございまして、育てた野菜を自社のスーパーで販売するため、今回の申請で許可を受けましたら、農地を借り受けて農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機につきましては、安心安全で本当においしい食品をお客様にお届けするため、遊休農地を活用し、こだわりの農園として運営をしていきたいとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想としましては、総菜加工に使用する農産物を自社で生産し、低農薬で作った野菜を自社ブランドとして確立し、販売していきたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験につきましては、主となるスタッフは地元で約5年の農業経験があり、ほかの3名のスタッフと一緒に農業を行うことで3年かけて全般の農作業を継承していく計画とのことでございます。

4の農業経営の概要についてでございますが、すみません、こちら資料の訂正をお願いいたします。目標年次が令和6年とございますが、こちら令和7年の誤りでございます。目標年次を「令和7年」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、説明に戻ります。目標年次は、5年後と設定されております。当初時は、農業経験豊富なスタッフの指導の下、ほかのスタッフ3名と経営を開始し、5年後には技術を受け継いだスタッフ5名で農作業を行っていくとのことでございます。

農業従事日数は、主となるスタッフが年間90日で、別のスタッフが60日から90日を予定しております。また、5年後につきましては、スタッフ5名がそれぞれ年間60日から120日を予定しているとの

こととございます。

経営面積につきましては、当初時、目標時ともに借地にて40アールを耕作していく予定でございます。

1枚おめぐりいただきまして、作付作物につきましては、ジャガイモ、ビーツ、大豆、大根、タマネギ、ホウレンソウ、サツマイモを予定しております、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、各作物の播種、または定植から収穫につきまして、年間通して農作業を行っていく計画でございます。

出荷計画につきましては、自社のスーパーで販売、またはお総菜に加工して販売することを計画しております、目標時も同様でございます。

続いて、5の経営試算でございますが、当初の粗収益としましては190万円を見込んでおりまして、5年後は310万円を目指すと伺っております。

6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金で250万円で経営を開始する計画とのこととございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、耕運機をリースにて取得する計画とのこととございます。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただけたらと思います。

また、本案件は、別添「農地法第3条調査書」3ページのとおり、農地法第3条第2項の第2号を除く各号には該当しない、または、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして、調査報告、お願いします。

○19番石井委員 事前調査報告第3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員1名と農作業を担当する社員1名の計2名の出席でした。

質問1 いろいろな作物を作付するようですが、営農計画書の従事日数で足りませんか。

回答 農作業については、社員以外に地元の農家にも作業委託するため、作業日数としては問題ないと考えています。

質問2 収穫した作物は全てお総菜や加工品として販売するのですか。

回答 主にお総菜に加工しますが、そのまま販売することも考えています。

質問3 現在のコロナ禍でお総菜の売行きはどうですか。

回答 外食を控えて自宅で食事をする機会が増えているため、お総菜をはじめスーパー全体の業績

は好調です。

質問4 低農薬栽培は、手間がかかって大変だと思いますが、やっていけそうですか。

回答 安心・安全の野菜を自社で栽培することをコンセプトにしているため、地元の農家に指導を仰ぎながら、化学肥料や農薬を極力使わないように頑張りたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。これから審議に入るわけなのですが、このナンバー3が飯野利貞委員に関係する案件になっております。ということで、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、飯野利貞委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(22番飯野委員 退席)

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんのほうから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いろいろ多品目にわたって作付をするようです。みんな加工品です。農産物も、そのまま畑から取ってきて、ぐっと加工して、売るときは数倍にも値段が高く売れますから。やっぱり酪農家で牛乳で、その牛乳加工してすると何倍にもなるなんて、そんな話を、寺崎委員、そういう話をよく聞くのだけれども。

○5番寺崎委員 いや、生というか、このままで売れば一番それが得ですよ。

○会長 そう。

加工するというのは機械も必要だし、いろいろ人件費もかかるし。何倍になっても、そのように経費もかかっているのでしょうか。

皆さんのほうからご質問等なければ、これは許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、委員さんに入ってもらってください。

(22番飯野委員 着席)

○会長 それでは、戻りましたので、これより一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、後継者として申請地を父から借り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

す。

6番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、農業経営を移譲するため申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、10件でございます。この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから、質疑をお受けしたいと思います。

このナンバー8の譲受人が小諸なのだけれども、規模拡大のため申請地を借り受けて耕作したいというのだけれども、借り受けをこれをする、どうなのだろうか。

○17番加姫委員 ナンバー8ですか。

○会長 はい。ナンバー8。

○17番加姫委員 これは、長野の法人なのだけれども、こちらに、やっぱり長野は冬になると駄目なので。冬は仕事できないので、結構一軒家を借りたりして、こちらに来ているのです。

○会長 こちらで生活しているわけ。

○17番加姫委員 だから、北部地区はこういう長野の人がいるのです。

○会長 そうなんだ。

- 17番加姫委員 だから、こちらでネギを収穫なんかしたりして。
- 会長 では、作物も、そのように考えないと、向こうで耕作できるときは、こちらで多く野菜作っても、向こうへ移ってしまうのだから。
- 17番加姫委員 でも、従業員が結構いるから。
- 会長 そしたら耕作はできる。はい、分かりました。
- 17番加姫委員 すみません。
- 会長 はい。
- 17番加姫委員 17番、加姫なのですが、6番の後継者に経営移譲した場合の貸借期間が満了するというのですけれども、これはどういうふうに捉えるの。期間を設定するわけ。だって、この場合に、再設定で何年というふうなことになるわけなの。
- 事務局 基本的に親子間で農地法の3条の申請をしていただくことになるのですけれども、その当初10年間で農地法3条の申請をして許可になっている。その10年間で期間が満了するタイミングで、再度、農地法3条の申請をしていただくことになります。
- 17番加姫委員 10年。
- 事務局 基本的に10年ですね。
- 17番加姫委員 結構あるよね、こういうのはね。
- 事務局 そうです。農業者年金の旧制度です。いわゆる農地が転用できないというか、後継者に経営移譲する代わりに、普通の方より農業者年金を多くもらっている状態です。その縛りが3条の再設定をしないと外れない、取れないような年金のほうの仕組みになっておりまして、そのためには皆さん一度3条の設定で10年経過後、再度農地法3条の手続をしていただくことで縛りが取れると、そういった、そうです、状況になります。
- 会長 農業者年金もらうときに。
- 17番加姫委員 多分、そこは経営移譲したのですけれども、10年という縛りは余り今まで意識なかったの。
- 事務局 基本的にそうです、10年設定です。
- 17番加姫委員 分かりました。
- 会長 ほかにございますでしょうか。
- 全員 なし。
- 会長 それでは、なければ許可してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。令和3年3月24日から令和6年3月23日までの3年間でございます。

資料の説明の前に、今回の4条申請に至った経緯を説明させていただきます。申請人は、東京に住んでいる個人になりますが、昨年、母が亡くなり相続で申請地を取得したとのことでございます。営農型太陽光発電は、申請人の母が平成25年から申請地で始めたものですが、今後も継続的に耕作し、売電を行っていくため、市内に住んでる妹に協力をお願いしたところ、耕作については妹が行うということで理解を得られましたので、今回更新の申請を行うとのことでございます。太陽光発電設備設置者と耕作者が別人にはなりますが、耕作者も申請人の親族であるため4条申請として申請をいただきました。

それでは、別添農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面を横にして御覧いただきたいと思っております。図面左にございます赤い丸で記された箇所が今回の申請地でございます、はるなくらぶち聖苑から南西に約2,200メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤い丸が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、山林、農地が混在している地域ではありますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。開いて御覧ください。赤で囲われている図面中央の1筆が今回の申請地でございます、申請地に隣接する土地につきましては、東側が山林、西側が水路、南側が畑、北側が公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが既に設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.27平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は30.6キロワットでございます。また、太陽光パネル下の農地にはミョウガと里芋が作付されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は1.5メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きミョウガと里芋でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。ミョウガにつきましては、既に植付けがされておりますので、順次、施肥、茎間引きを行い、7月から9月頃まで収穫、10月に施肥、12月に敷き込みを行う計画です。次年度以降につきましても、同様に行う予定です。里芋につきましては、4月に植付けを行った後、土寄せ、施肥を行い、10月から11月にかけて収穫となります。次年度以降も、同様の計画です。

次に、農作業に従事するものの農業経験につきましては2年、そのうち本申請地に作付しておりますミョウガと里芋につきましては1年の経験がございます。この農作業経験については、申請人の妹の経験年数となります。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ミョウガは強い光を嫌い、完全な日陰でもよく育つ作物であるため、太陽光パネル下での生育には適している作物であるとのことでございます。また、里芋につきましては、パネルがない場所に作付を行う予定のため、生育には支障を生じないとのことでございます。支柱につきましては、最低地上高が1.5メートル、最高地上高が1.7メートル、間隔も3メートルで作業に必要な空間を確保でき、農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な反収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます。こちらは群馬県西部農業事務所の統計資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、今年はミョウガが約370キロ収穫できたとのことで、8割の反収を達成したと伺っております。また、里芋につきましては、今年は収量がないとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、昨年9月に撮影とのことでございますが、現在は少し状況が異なっております。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続いて、調査報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第4条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。

なお、当日は申請人の妹1名の出席でした。

質問1 お母さんが亡くなられて、これから管理を行っていくとのことですが、今まではお母さんが一人で管理をしていたのですか。

回答 営農型は、母と兄が7年前に始め、管理は母と兄が行っていました。兄が母より早く先に亡くなり、昨年、母も亡くなってしまったため、2年ほど前から私が管理しています。

質問2 収穫したミョウガはどちらに出荷していますか。また、里芋は昨年収穫がなかったようですが、何か問題がありましたか。

回答 ミョウガは知り合いの飲食店に直接持ち込んでいます。また、残りは農業を手伝っていただいている方に分けています。里芋に関しては、母の具合が悪くなった時期と重なってしまい管理することができなくなり、枯らしてしまいました。

質問3 ほかの営農型の圃場より太陽光パネルの高さが低いように見えたますが、作業を行うのに問題はありますか。

回答 ミョウガは地面から生えている作物で、かがんで収穫作業を行うので、特に支障はありません。また、里芋についてはパネルのない場所に作付していますので、作業に問題は生じません。

質問4 12月に「敷き込み」とありますが、何を敷き込みしていますか。また、現地を見たところ、敷き込みした形跡がないように見受けられました。

回答5 わらやミョウガの枯れた葉を敷き込んでいます。風が強い圃場なので、敷き込みしたものが全て飛ばされてしまいました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

これより審議に入りまして、質疑をお受けしたいと思います。

気の毒に兄さんが先に亡くなって、その後、お母さんが亡くなったということで。「これ以外に農地あるのですか」と聞いたら、「あります」と。「では、そこはどうします」と言ったら、「私が管理します」と言っていました。今回、平成25年営農型で設置して、更新するわけですね。調査班の方は知っている方がいると思いますけれども。この間、現地を見てきたのですけれども、その前に行った方がおられると思います。一生懸命やっているのだから、収穫量もそれなりにあるということでございます。ということで、皆さんから質疑をお受けいたします。

どうですか。ございませんでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございいます。

3番 自社で生産したイチゴを販売するため、申請地にイチゴの加工と販売を行うための施設を建築したいという農業用施設の申請でございまして、畑2,504平米と一体利用の計画でございいます。

4番 農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため  
是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地1,185.48平米と一体利用の申請でございま  
す。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は3件でございます。ご審議のほどよろしくお  
願いたします。

○会長 ただいま一括案件の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

この3番の申請人は、これからイチゴを販売したり、加工したりするらしいのですけれども、ブル  
ーベリーも随分やっているとの報告がございました。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

これとってなければよろしいでしょうか、許可相当として。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、ここで、最後まで通すとちょっと時間長くなるので、ここで一時休憩を入れます。

10分ぐらい休みましょう。

それでは、一時休憩します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これよりまた再開いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、  
もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議  
を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を  
建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したい  
という一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を

建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、申請地を買い受けて郵便局を建築したいという郵便局の申請でございます。

8番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を兄より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため妻の実家に近接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、勤務地に近接する申請地で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の撤去工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和3年3月1日から令和3年4月30日までの2か月間の申請でございます。

17番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため隣接地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

18番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地98平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく妻の実家に近接する

申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は遺贈、兄の遺言に従い申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地500.17平米と一体利用の計画でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて特別養護老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は売買、所有しているアパートの駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、鍼灸師として独立開業するに当たり申請地を買い受けて整骨院を建築したいという店舗の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、飲食店を営んでいるが駐車場が不足しているため店舗に隣接する申請地を母より借り受けて店舗用駐車場として使用したいという店舗の敷地拡張の申請でございます、宅地496.44平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、建築業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年2月22日から令和3年5月31日までの約3か月間でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は、38件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま38件の説明がございました。これから審議に入るわけですがけれども、ナンバー29をちょっと見てもらいたいのですけれども、この案件が山田孝夫委員に関係する案件になっております。ちょっと説明します。農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とあります。山田委員が申請人の代理人として申請された案件ですので、ナンバー29を最終の審議、質疑として、その際は山田孝夫委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。ということで、29番は最終の審議にします。

それでは、ナンバー29を除いて、これより皆さんから質疑をお受けいたします。

皆さんのほうから、これとってなければ。ナンバー33、ちょっと見てもらえますか。33が建売分譲住宅21棟、すごいね。西毛広幹道のところで、今度は建て売りが許可になるということで建つのですけれども、これは面積が8,190平米ということで3,000平米を超えております。ということで、これを、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、許可相当として意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

その他の案件について、どうですか。

ないですか。よろしいでしょうか、許可相当として。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、先ほどの説明した29番の審議に入りますので、山田孝夫委員には一時ご退出をお願いいたします。

(11番山田委員 退席)

○会長 29番について、皆さんから質疑等ございましたら。これは、整骨院の店舗なんだね。

どうですか。これとってなければ、許可相当としますけれども。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

それでは、入室していただきます。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、これより議案第4号に移ります。

議案第4号 令和3年度農作業労賃協定標準額について。

令和3年度農作業労賃協定標準額について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 令和3年度農作業労賃協定標準額について。

議案書は20ページでございます。毎年、本市農業委員会では適正な農作業料金の形成を推進するため、「農作業労賃協定標準額」を定めております。本金額の算定に当たっては、昨年12月3日の事前協議の際にご依頼させていただきまして、このたび取りまとめが完了いたしました。本総会にてご承認いただけましたら、本標準額として確定し、市ホームページ及び農家の友を通じて公表していきたいと考えております。

金額につきましては、昨年度比1,000円以上の変動があったものは1点のみです。表内の麦作業の耕起・播種（ロータリーシーダー）、こちらの金額ですが、昨年度1万3,139円のところ、今年度1万2,000円で、マイナス1,139円の変動となりました。しかしながら、一昨年度は1万2,432円であったところから、複数年通して考えますと、本金額にそこまで大きなずれはないかと思われま。そのほか、昨年度比1,000円以上の変動はございませんでした。

そして、もう一点。果樹の専門作業である高接については、皆様からの金額報告はございませんでした。しかしながら、本金額を必要とする方も想定されるため、昨年度の金額をベースとして比較的作業内容の近い、その上の段の専門作業の剪定作業の増減率を掛け合わせるような算出方法で対応させていただきました。そこまで遠くない金額として算定ができているかと思われま。なお、この基準額につきましては、あくまでも参考ということで、実際の金額設定につきましては、お互いの話合いによって決めていただく点についてご留意いただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 以上、労賃協定標準額について説明がございました。これについて、皆さんから質疑等お受けいたします。何円というところまで出ていますが、なかなか何円単位までこの通りには、いかないと思います。地域によって、多少差があり、やはり中山間地のほうは稲の刈り取りなど、同じ時間でも

刈り取る面積が狭いということで、ちょっと労賃が高いところもあるようです。

あと、これ以外に必要な項目はありますか。こういう労賃を入れてもらいたいというのがありますか。

○1番清水委員 果樹に関する項目で、例えばブドウだとか、梨だとか桃だとか、手作業で袋がけとかありますよね。そういう作業の基準額が必要ではないかと思います。

○会長 今回載っている果樹作業、主に梅に関する項目でしたっけ。

○事務局 主に梅になります。

○会長 梅ね。だから、ほかの果樹も必要かもしれないですね。

○事務局 実は、この果樹作業の項目は、3年前からご要望により入れたものになります。

○会長 そう。3年前に入れたんですよ。

○事務局 それで、去年もほかの地域でなかなか果樹作業というのが農作業労賃の中で計上されている地域は少なく、本市における栽培作目に合わせた項目にしている状況です。榛名や箕郷など梅の産地、果樹の産地が多いということで入れたという経緯を前任者より伺っております。その中でも、特に植栽面積の多い梅をこちらの金額として入れております。

○会長 そうか。ここには袋がけとかは入っていないのですね。

○1番清水委員 あとブドウだって、ジベレリン処理とかいろいろありますよね。ああいうのは特別に項目がないですよ。

○会長 そうです。あと、ほかの市町村も参考にしているという話だったよね。

○事務局 はい。比べているのが伊勢崎、安中、前橋、館林、渋川、藤岡と近隣の市です。これらの市では、果樹作業の項目がない状況です。

もし、委員さんの皆様方で、そういった必要なものがあるということであれば、来年度調査前に確認させていただきます。

○会長 はい。そういうことで、よろしいでしょうか。

○1番清水委員 はい、結構です。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○12番井田委員 すみません、12番、井田です。昔、この作業労賃もそうなのですが、農地の貸し借りで、農業委員会で、例えば上限が1万8,000円とか2万円とかというのが出ていましたよね。最近、それはもう全然なくなっていますけれども、その経過と、もう一つ、私も、耕種農家なのですが、ここ幾日かの農業新聞なんか見ていると、米が非常に、もう米価安くなって、作るなどは言わないですけれども、大変厳しくなってくるような状況にありまして、私も、ほとんど90%借りて作ってまして、一応借賃が1反5,000円でやっています。これが安いのか、高いかは分からないのですが、作っているほうから見ると、もうちょっと安くないかなと思います。直接地主に交渉というのも何なので、何か公の機関で安くするとか、何か別にまた補助金、例えば借賃ぐらい補

助をしてもらおうというか、何かそういうものはないですか。

○会長 借りる賃金というのは地域ごとにまちまちですね。

○12番井田委員 そうですよ。

○会長 中には無料で。その代わりにお米を1俵だとか、2俵だとか、そういうものもありますね。倉渕のほうは中山間地なので、比較的金額は高いですよ。

○14番塚越委員 大変なもの。そうなります。

○事務局 先ほど井田委員のご質問、ご指摘いただいた最初のご質問になるのですが、事務局のほうで1年間分、1月から12月の農地法の3条の賃貸借と、あと農林課のほうで所管している利用権設定、そのデータを全て集計させて、その農地の貸し借り、田んぼ、畑、それぞれで賃借料情報の平均という形で、ホームページと「農家の友」に掲載しております。

○12番井田委員 出しているのだけ。

○事務局 そうですね。一応そちらのほうを参考という形にはなってしまうのですが、今井会長がおっしゃっていたように、多分その農地の形状だとか、立地、集積状況とか、そこら辺でやっぱり金額の誤差はあるかと思うのですが、一応参考という形で各地区と、あとは田、畑の内訳ごとに掲載はさせていただいております。

以上です。

○12番井田委員 はい。

○会長 そういうことだそうです。

○12番井田委員 分かりました。

○会長 なかなか見落とししたりすることもありますね。

ほかにどうでしょうか。労賃の標準額。これで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

これで議案は終わります。報告事項に入ります。

それでは、報告事項、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は太陽光発電設備設置用地、用途指定区分は工業地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか29件、合計30件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の18条の通知につきまして、書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、8番、9番及び79番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしと回答いたしました。4条が8件、5条が75件、合計83件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年1月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 それでは、その他ということで、事務局のほうから。

○事務局長 それでは、私のほうから、人・農地プラン座談会についてご説明をさせていただきます。

おととい事前協議のときにもお話をさせていただきましたが、今回日程のほうが決まりましたので、旧高崎地区の委員の皆様を対象にご案内の通知を机の上にご準備させていただきました。支所管内の委員の皆様には、別途、支所よりご案内があると思いますので、その案内により開催に向けたご協力をお願いいたします。旧高崎地区の皆様には、クリップ留めの、人・農地プラン座談会の開催日時等の決定について、こちらの書類を御覧いただければと思います。

先日ご回答いただきましたスケジュールを基に、委員の皆様の手配が入っている日時の開催を避けまして日程を組ませていただきました。通知の裏面が開催日程の一覧になっておりますので、ご出席についてよろしくをお願いいたします。農業委員会の中には地区割当ての関係上、複数の座談会へご出席をお願いしている委員さんもおられますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、同様の通知を推進委員の皆様にも郵送をさせていただいております。当日は、各座談会に農業委員さん、推進委員さんにそろってご出席いただきまして、有意義な座談会となるようご協力をお願いできればと思います。

私からの説明は、以上となります。

○会長 人・農地プランの座談会の説明がございました。

ほかに事務局。なかったのだけ。

○事務局 なかったです。ない。

○会長 今日はなかったのだけ。

○事務局 はい。

○会長 そうか、そうか。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第8回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉会